

## 肝炎治療医療費の給付に関する事務概要

## 1. 保護評価実施に至った経緯

本県では、令和 6 年 12 月に現行の健康保険証が廃止されることに伴い、健康保険の加入情報等を確認するためマイナンバーを利用する必要があることから、令和 6 年 6 月議会において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（以下、「番号条例」という。）を改正し、以下 5 つの事務を県のマイナンバー利用事務に位置付けている。

マイナンバー利用事務		番号条例の規定
ア	肝炎治療医療費の給付に関する事務	別表第 1 の 6 (※ 1)
イ	肝がん・重度肝硬変治療医療費の給付に関する事務	
ウ	ウイルス性肝炎患者等の検査費の助成に関する事務	
エ	先天性血液凝固因子欠乏症又は血液凝固因子製剤に起因するヒト免疫不全ウイルス感染症の患者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの	別表第 1 の 7
オ	スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）の患者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの	別表第 1 の 8

※ 1 条例別表第 1 の 6 においてはアからウ 3 つの事務を包含し「肝炎患者等（肝炎対策（平成 21 年法律第 97 号）第 2 条第 3 号に規定する肝炎患者等をいう。）に対する医療の給付等に関する事務であって規則で定めるもの」と規定

上記 5 つの事務について、新たにマイナンバーを利用し、特定個人情報ファイルを保有することとなったため、特定個人情報保護評価を行う必要があるところ、しきい値判断の結果、アの事務は基礎項目評価の対象であり、イからオの 4 つの事務は対象人数が 1,000 人未満であるため評価の対象外となった（実施が義務付けられない）。

## 2. 事務の流れ

## 肝炎治療医療費の給付に関する事務

医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書の内容について、

- ・ 助成対象医療の必要性
- ・ 在住要件
- ・ 医療保険給付資格
- ・ 所得階層

から審査を行い、世帯の所得に応じた自己負担限度額（階層区分）等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。

受給者証の交付を受けた者は、該当医療に係る窓口負担額は月額 1 万円又は 2 万円が上限となる。

1 申請書受理



2 申請内容審査

医療費助成に係る新規申請の例（下表参照）

申請書に（２）～（６）の添付を求めており、それにより助成に係る各要件を審査。

必要書類（新規申請）	審査内容	個人番号
(1) 肝炎治療受給者証交付申請書		
(2) 診断書	○助成対象医療の必要性	
(3) 申請者・世帯員の健康保険証の コピー	○申請者の医療保険の資格 ◇申請者及び配偶者の医療保険上の 扶養関係<(5)階層区分関連>	添付省 略可
(4) 世帯全員の住民票	○県内在住 ◇世帯員の有無及び年齢、配偶者の有 無<(5)階層区分関連>	添付省 略可
(5) 市町村民税（所得割）の課税状 況調査票	○世帯員の課税額の合算額により自 己負担限度額階層区分(合算額 23 万 5 千円以上＝月額 2 万円、未満＝月 額 1 万円)を認定【階層区分】 ※申請者及び配偶者と相互に地方税 法及び医療保険上の扶養関係にな い者は合算対象から除外が可能	
(6) 申請者及び同一世帯員の市町 村民税の課税年額を証明する書 類	◇申請者及び配偶者分は必須、世帯員 中 18 歳未満の者分除く<(5)階層区 分関連>	添付省 略可

（参考 別添(1)申請書記載例、(5)課税状況調査票記載例）

- ・ 申請内容の変更届出 変更内容に応じ申請時添付書類に準じて
- ・ 給付期間の更新申請 申請時添付書類同様（診断書のみ治療内容確認表の代用可）
- ・ 他の都道府県からの転入届出 住民票（又は運転免許証（表裏）のコピーなど）他



3 神奈川県指定難病特定医療費等管理システムに申請データ入力



4 認 定



5 肝炎医療受給者証を出力



6 肝炎治療受給者証を交付

## 【「2 申請内容審査」 個人番号による申請】

現況、申請者から提出された書類により審査を行っているところ、  
○ 個人番号による申請（前記(3)(4)(6)の添付が省略）となった場合は、

(1) 申請者から申請書等により個人番号が提供

**\* 個人番号は統合宛名システム利用のため CSV ファイルに入力する。  
業務システム(指定難病特定医療費等管理システム)には入力しない。**

(2) 統合宛名システムにファイル (CSV) 連携により次の情報を照会、取得

ア 本人・世帯員の医療保険資格・給付情報

イ 本人・世帯員の住民票関係情報

ウ 本人・世帯員の所得・個人住民税情報

(3) 取得した情報を基に審査

<具体には>

### 個人番号利用事務系仮想端末／統合宛名システム／情報提供ネットワーク

(a) 付番依頼ファイル作成・付番依頼

(b) 情報照会依頼ファイル作成・照会依頼

(c) 情報照会結果取得

(d) 自己負担限度額階層区分の算定

階層区分は  
業務システム  
に入力

### 3. 「IVリスク対策」の判断根拠

#### 「10 従業者に対する教育・啓発」

新たに独自利用を行う事務との観点から「最も優先度が高いと考えられる対策」として本項目を選択した。

本項目のリスク対策の実施状況の選択肢については、評価書記載要領にて選択肢の水準が示されており、その水準に従って判断した。

本項目について

- ・ 研修計画を策定している
- ・ 事務取扱者の適切な監督を行っている
- ・ 事務取扱者等への教育研修を行っている

という水準が示されている。

当課においては、難病法に係る特定医療費支給認定申請に関する事務が既に法定事務として個人番号利用事務となっており、「がん・疾病対策課における特定個人情報等

取扱要領」を定め、同要領に基づき事務取扱担当者等の監督・教育などの人的安全管理措置をはじめ各種安全管理措置を講じ、事務を行ってきている。

本件事務についても、取扱要領を定め同様の措置を講じる。

既に、本件事務取扱予定者は、令和6年度神奈川県特定個人情報保護研修を必ず受講することとしている。

加えて、「8 人手を介在させる作業」関係として、ダブルチェックも盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。

これらの対策を講じることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

このため「十分である」を選択した。

#### 4. 今後のスケジュール

令和6年10月	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会報告 独自利用事務届出
11月～	内部規程等整備
令和7年1月頃	給付申請方法の周知
2月	マイナンバー情報連携開始

※申請書は複写式になっていますので、1枚目のみボールペンで強くご記入ください。

様式第1号

申請番号	申請日	受理日
------	-----	-----

本課用

審査会（原則、毎月最終開庁日に開催）で認定されると、受給者証は、審査会の翌月の下旬から末日までに普通郵便で届きます。

### 肝炎治療受給者証交付申請書

1

1. 申請日、有効期間の希望、申請者氏名をご記入ください 申請日 令和3年1月15日

神奈川県知事 殿

有効期間 令和3年4月から希望

治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎治療受給者証の交付を申請します。

申請者氏名 神奈川 太郎

2. 今回の申請に際して受ける治療の種類をご記入ください（該当するものに○印）

インターフェロン  核酸アナログ製剤  インターフェロンフリー

3. 本医療費助成制度利用歴をご記入ください

※ありの場合はご利用時の受給者番号をご記入ください

2 本医療費助成制度利用の有無（該当するものに○印）  あり  なし

4					
---	--	--	--	--	--

4. 受給対象となる患者さんについてご記入ください

※記載事項は省略しないで住民票等の内容に合わせて書いてください

フリガナ	カナガワ	タロウ	性別 (該当するものに○印)	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
氏名	神奈川 太郎		生年月日	昭和 50年 1月 1日
郵便番号	231 - 8588	電話番号	(045) 210 - 4795	病名 (該当するものに○印) <input checked="" type="radio"/> B型肝炎 <input type="radio"/> C型肝炎 <input type="radio"/> 非代償性肝硬変 <input type="radio"/> 非代償性肝硬変
フリガナ	カナガワケン	ヨコハマシ	ナカク	ニホンオオドリ
住所	神奈川県 横浜 市 中 区 日本大通 1			

4 5. 加入している医療保険についてご記入ください

被保険者氏名	神奈川 太郎		申請者との続柄	<input checked="" type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 配偶者・親子・兄弟姉妹・その他 (該当するものに○印)
保険種別	<input checked="" type="radio"/> 協会けんぽ <input type="radio"/> 組合・船員・日雇・後期高齢・共済・国保・退職国保 <input type="radio"/> 国保・その他 ( )	被保険者証の記号・番号	12345678	
被保険者証発行機関名	全国〇〇協会神奈川支部	保険者番号	987654321	

5 < 受給者証が使用できる医療機関等について >

- 全国の保険医療機関及び保険薬局でご使用いただけます。
- 「訪問看護ステーション」、「介護保険施設」等、保険医療機関ではない施設では使用できません。

(注) 助成を受けることができるのは、肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書に記載されている認定基準を満たした場合に限られますので、申請については主治医等とよくご相談ください。

① 申請日は、保健所等へ提出する日をご記入ください。

② 「本医療費助成制度利用の有無」の「あり」に○をして、現在お持ちの受給者証に記載されている受給者番号（4から始まる7桁の数字）をご記入ください。

③ フリガナは、姓と名の間にスペースを空けてください。

④ 現在、加入されている健康保険の内容をご記入ください。※公的医療保険に加入されていない方は申請できません。

⑤ 治療を受ける医療機関のご記入は不要となりました。(今後交付する受給者証には医療機関名の記載はなく、全国の保険医療機関でご使用いただけます。)

続柄
種別
階層
区分
課税年額
治療方法

# 市町村民税（所得割）の課税状況調査票(記入例)

令和○年度 市民税・県民税 課税（非課税）証明書

令和△年	住 所	○○市○○1-1-1		
1月1日現在	氏 名	神奈川 麗子		

所得金額		所得控除額			
給与支払金額		雑 損		本人障害	
総所得金額		医 療 費		寡婦・寡夫	
		社会保険料		勤労学生	
		生命保険料		扶養控除等	
		地震保険料		基礎控除	
				所得控除合計	
		扶養控除内訳			
		配偶者	一般 人	特定 人	
		特別障害 人	普通傷害 人		

見本

令和○年度税額				
	所得割額	均等割額	合計	年 税 額
市 民 税	93,000	4,400	97,400	159,200
県 民 税	60,000	1,800	61,800	

### 市町村民税（所得割）の課税状況調査票

※ 住民票上、申請者と同一世帯の方すべての市町村民税課税証明書を添付してください。  
市町村民税額合算対象除外希望者も含めたすべての方の課税証明書が必要です。  
なお、未就労の18歳未満の方については、課税証明書を省略することができます。

氏 名	続 柄	年 齢	市町村民税(所得割)課税年額				
申 請 者 (受給者)	本 人	55	9	3	0	0	0
神奈川 一郎	夫	54	1	0	0	0	0
神奈川 太郎	長男	24	7	5	0	0	0
神奈川 花子	長男の妻	24	8	6	0	0	0
横浜 幸三郎	父	85					0
この欄には記入しないでください							

#### 市町村民税額合算対象除外希望者について

下記の者については、申請者との関係において配偶者に該当せず、かつ、申請者及びその配偶者との関係において相互に地方税制上・医療保険上の扶養関係にない者であるため、所得階層区分認定の際の市町村民税課税額の合算対象から除外することを希望します。

記

(フリガナ) カナガワ タロウ ○年○月○日  
除外希望者 氏 名 神奈川 太郎  
カナガワ ハナコ  
神奈川 花子

(フリガナ) カナガワ レイコ  
申請者氏名 神奈川 麗子

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	肝炎治療医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、肝炎治療医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県知事

## 公表日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎治療医療費の給付に関する事務
②事務の概要	神奈川県肝炎治療医療給付実施要綱に基づく肝炎治療に係る医療費助成に関する事務。 医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書の内容について、在住要件、本人及び世帯員の医療保険給付資格、所得階層などから審査を行い、世帯の所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。 また、申請内容の変更の届出、給付期間の更新の申請及び転入の届出の審査・応答を行う。
③システムの名称	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル(肝炎治療に係る医療費助成に関する事務)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第一 住民基本台帳法第30条の15の2第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第一
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
②所属長の役職名	がん・疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・政策局 政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4739
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4739
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[      十分である      ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[      十分である      ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県特定個人情報保護研修として、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、受講可能な期間を長期に設定し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。人為的なミス防止対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

